

# 1 児童手当法の一部改正

- 次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引き上げを行う。
- また、現行の所得制限の考え方のもとで、できるだけ多くの人々を対象とするため、支給率がおおむね90%となるよう、所得制限額の引き上げを行う。

改正前

改正後

支給対象年齢

小学校第3学年修了まで



小学校修了まで

所得制限  
(政令事項)

780万円  
被用者 収入ベース(年間)  
(非被用者は596.3万円)  
夫婦と児童2人の世帯の場合



860万円  
被用者 収入ベース(年間)  
(非被用者は780万円)  
夫婦と児童2人の世帯の場合

費用負担  
(公費部分)

国2/3、地方1/3  
(※ 別途事業主負担あり)



国1/3、地方2/3  
(※ 別途事業主負担あり)

支給対象児童数

約940万人



約1,310万人

※ 手当額は現行どおり(第一子、二子:5,000円/月額 第三子以降:10,000円/月額)

# 2 児童扶養手当法の一部改正

- 国と地方公共団体の負担割合の見直しを行う。

児童扶養手当給付費負担金	[現行]	→	[改正後]
国	3/4	→	1/3
都道府県・市等	1/4	→	2/3